

個別注記表

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1)有形固定資産(リース資産除く)
建物・展示場・造作……定額法
その他有形固定資産……定率法
 - (2)無形固定資産(リース資産除く)……………定額法
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備える為、法人税法の規程により
限度額相当額（法定繰入率）を繰入している。
 - 賞与引当金…従業員に対して支給する賞与に充てる為、旧税制下の税法
基準限度額（支給見積基準）による引当金を繰入している。
 - 完成工事補償引当金…請負にかかる目的物の欠陥につき、補償費を旧税制下の
税法基準限度額（法定繰入率）規程による計上している。
 - 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における
退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上の方法
完成工事高及び完成工事原価
工期のごく短いもの等については工事完成工事基準を適用し、その他の工事では
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については
工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を適用しております。

会計方針の変更

変更項目はありません。